

「南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）」について（概要）

1 現状と課題

国では、令和6年度にこども誰でも通園制度（※1）を試行的に実施し、児童福祉法の改正（令和7年4月1日施行）により、令和7年度に「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を制度化、令和8年度以降は、「乳児等のための支援給付」として本格実施されます。

本市では、令和6年度から当該試行的事業（全国118自治体）の採択を受け、こども誰でも通園制度を実施し、令和7年度についても令和6年度同様、公立保育園及び認定こども園を対象として実施しております。

今回、令和8年度からの本格実施にあたり、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」において定められている基準を満たし、市より乳児等通園支援事業の認可を受けた保育園、認定こども園等においても実施することが可能となります。

乳児等通園支援事業が各市町村による認可事業と位置づけられ、私立施設への認可が必要となることから、国が定めた設備運営基準に基づき、各市町村において条例を制定するため、「南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）」を制定することについて、ご意見を求めるものです。

（※1）：こども誰でも通園制度について

こども誰でも通園制度とは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、0歳6か月から満3歳未満の保育園等に通っていない未就園のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度

2 事業目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方及びライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として本事業を実施します。

なお、令和8年度においては、市が認可する保育園、認定こども園等でも実施可能とした上で、国が定めた設備運営基準に基づき、「南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）」を制定し、事

業を実施します。

3 事業概要

(1) 事業期間

令和8年4月から開始

(2) 基本的な考え方

①事業内容

利用対象者	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていない子ども
対象者の認定	居住する市町村による認定の仕組み (利用者から申請行為が必要)
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用 (令和7年度は月10時間を上限)
利用料	事業所が直接徴収をすることを想定
利用方法 予約方法	保護者が市窓口等で利用登録後、国が基盤整備する総合支援システム(※2)を活用し予約を行う
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点 等

(※2) 各地方公共団体・施設・利用者の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、こども家庭庁においてシステム基盤を整備。



出典：こども家庭庁資料

資料 1

②条例に定める主な項目

	項目	国が定める基準（※3）		市基準（案）
		一般型（※4）	余裕活用型（※5）	
職員	資格	・保育士 ・その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者	各実施施設の基準に従う	国基準のとおり
	配置基準	・0歳児おおむね3人につき1人 ・1・2歳児おおむね6人につき1人以上 ※半数以上は保育士とする。	各実施施設の基準に従う	
居室 設備 面積 基準	乳児室の面積	0・1歳児1人につき 1.65㎡	各実施施設の基準に従う	0・1歳児1人につき3.3㎡ 県基準のとおり
	ほふく室の面積	0・1歳児1人につき 3.3㎡	各実施施設の基準に従う	国基準のとおり
	保育室・遊戯室の面積	2歳児1人につき 1.98㎡	各実施施設の基準に従う	
	便所	設けること	各実施施設の基準に従う	
食事	食事提供を行う場	当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。		国基準のとおり

（※3）国が定める基準：乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）

（※4）一般型：保育所等の定員とは別に、定員を設定し、児童を受け入れる場合

（※5）余裕活用型：保育所等において定員に達しない場合に定員の範囲内で児童を受け入れる場合

③関連する条例改正等

条 例	概 要
・南相馬市保育園条例 ・南相馬市認定こども園条例	乳児等通園支援事業の実施施設の定めを追加
・南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例	乳児等通園支援事業の利用料の定めを追加

4 パブリックコメント手続にて公表する資料

- ・南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関する資料
(資料 2)
- ・南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(素案) (資料 3)

5 スケジュール等 (予定)

令和 7 年 7 月	地域協議会へ報告
8 月	パブリックコメント 乳児等通園支援事業についてのニーズ調査
10 月	子ども・子育て審議会へパブリックコメント実施結果 の報告
12 月	議会上程 (条例制定)

【令和 8 年度以降】

令和 8 年 4 月	私立園の認可開始 乳児等通園支援事業本格実施開始 総合支援システム運用開始
------------	---